

## 経理適正化推進チーム要綱

### (設置)

第1条 県の経理の適正化を推進するため、経理適正化推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 推進チームは、次の各号に掲げる事項を所管する。

- 一 経理適正化に係る対策に関すること。
- 二 不適正な経理処理の調査の方針に関すること。
- 三 不適正経理の原因究明に関すること。
- 四 その他経理の適正化に関すること。

### (組織)

第3条 推進チームは、座長、構成員をもって組織する。

- 2 座長は、西村副知事をもって充てる。
- 3 構成員は、総務部長、会計管理者、人事担当局長、農林水産部長及び建設部長をもって充てる。

### (座長)

第4条 座長は、推進チームの会務を総理する。

### (会議)

第5条 推進チームの会議は、座長が招集する。

### (幹事会)

第6条 推進チームに幹事会をおく。

- 2 幹事会の幹事は、別紙の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、推進チームの指示により、推進チームの所管事項に係る案を作成するほか、不適正経理に係る調査を実施する。

### (事務局)

第7条 推進チームの事務局は、人事課及び出納事務局管理課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進チームの議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

## 別紙

### 經理適正化推進チーム幹事会幹事

- 1 知事政策局次長
- 2 総務部次長
- 3 地域振興部次長
- 4 県民生活部次長
- 5 防災局次長
- 6 環境部次長
- 7 健康福祉部次長
- 8 産業労働部次長
- 9 農林水産部次長
- 10 建設部次長
- 11 出納事務局次長
- 12 企業次長
- 13 病院事業次長
- 14 議会事務局次長
- 15 教育次長
- 16 人事委員会事務局次長
- 17 労働委員会事務局次長